

支出証拠書 (各種団体会費)

(会派名・議員氏名 自民改革会議・増田 享大)

経費項目	調査研究費・研修費		
内容	公益社団法人大日本報徳社年会費		
年月日	令和6年 5月 13日～	年 月 日	金額 <sup>7,500</sup> 10,000 円

会の趣旨・目的	二宮尊徳の報徳思想を現代に繋げ、道徳と経済の調和した社会を目指す全国組織
会の活動内容等	定期学習会・講演会・講師派遣・企業研修会等
政務活動・県政との関連性	県は経済活動の振興と地域社会との調和、環境保全を目指す取り組みを進めており、また同施設群は県指定文化財にもなっており、勉強会や意見交換を通じ今後の質問等に役立てる。

《領収書貼付枠》

ご利用明細票

お取扱日	店番	取扱番号
06-05-1323501		A93140001
取扱店	カケカワミスター	
払込口座	00270-4 1311	
払込金額	*10,000 料金	
振替受付票		
私込みの証拠となるものに保存しなくてはならない。消費料金は含まれません。(ゆうちょ銀行)		
金額	*10,000	
おつり	*0	
ゆうちょ通帳(QRコード)で税金支払い		
ペニーキャピタル		

印紙税申告  
付につき親町  
税務番号承認済

=R6年度. 充当分 =  
(R6.4月~12月)  
10,000円 × 9/12月 = 7,500円

※ 添付書類：団体の会則・事業概要・その他 (定款)

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	7,500	1/1	7,500
	10,000 円	100%	10,000 円

3-5-1-1

公報発第 68 号  
令和 6 年 3 月 28 日公益社団法人大日本報徳社  
個人社員 各位

4/1

公益社団法人大日本報徳社  
社長 鷺山 恭彦

令和 6 年度 公益社団法人大日本報徳社個人社費納入について(お願い)

春暖の候、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

日ごろより、報徳社運動の推進につきましてご理解とご支援を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、令 6 年度の社員総会を 3 月 25 日(月)に開催し、「令和 6 年度事業計画・予算」が認められ、社費につきましては昨年と同額にさせていただくことになりました。

つきましては、誠に恐縮ですが 6 月 28 日(金)までに個人社費(年会費)のご納入をお願いいたします。

本状と行き違いでご納入いただいた場合には、お詫び申し上げます。

## 記

- 1 個人社費 10,000 円 ※毎月『報徳』誌をお送りいたします
- 2 納入期日 6 月 28 日(金)

※社費納入の際に発行される「控え」をもって、会費納入の領収書に代えさせていただきます。領収書の発行を希望される方はご連絡連絡下さい。

〒436-0079 静岡県掛川市掛川1176番地

公益社団法人 **大日本報徳社**

TEL&lt;0537&gt;22-3016 FAX&lt;0537&gt;23-5523

Eメールアドレス dainihonhoutoku@cy.tnc.ne.jp

URL <http://www.houtokusya.com/>

公益社団法人大日本報徳社

専務理事

事務局長

電話 : 0537-22-3016

FAX : 0537-23-5523

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人日本報徳社と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を静岡県掛川市に置く。  
2 この法人は、理事会の決議を経て、必要な地に従たる事務所を置くことができる。これを変更又は廃止する場合も同様とする。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、二宮尊徳の事蹟に学び、至誠、勤勞、分度、推譲を信条に、「報徳訓」を旨とし、社会の向上発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 地域づくりに寄与する事業
  - (2) 社会福祉に寄与する事業
  - (3) 教育・文化・産業に寄与する事業
  - (4) 環境保全に関する事業
  - (5) 報徳に関する事業と啓蒙
  - (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業は、本邦及び海外において行うものとする。

第3章 社員

(法人の構成員)

第5条 この法人は次の者をもって構成する。

- (1) 社員 この法人の目的に賛同して入社した個人又は団体
  - (2) 賛助社員 この法人の事業を賛助する個人又は団体
- 2 前項第1号の社員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律

- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 不可欠特定財産の処分の承認
- (8) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 社員総会は、定時社員総会として毎事業年度終了後3箇月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第14条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき社長が招集する。  
2 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、社長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第15条 社員総会の議長は、会場のつど出席社員の互選で定める。

(議決権)

第16条 社員総会における議決権は、社員1人につき1個とする。

(決議)

第17条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した社員の議決権の過半数をもって行う。  
2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であつて、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 社員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) 不可欠特定財産の処分の承認
- (6) その他法令で定められた事項

(社員の資格の取得)

第6条 この法人の社員にならうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、社員になった時及び毎年、社員は、社員総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退社)

第8条 社員は、理事会において別に定める退社届を提出することにより、任意にいつでも退社することができる。

(除名)

第9条 社員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によつて当該社員を除名することができる。

- (1) この定款及びその他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(社員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、社員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかつたとき。
- (2) 総社員が同意したとき。
- (3) 当該社員が死亡し、又は解散したとき。

第4章 社員総会

(構成)

第11条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権限)

第12条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 社員の除名

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面による議決権行使)

第18条 社員総会に出席できない社員は、議決権行使書をもって議決権を行使することができる。この場合において、その議決権の数を前条の議決権に算入する。この場合において、本条の規定の適用については、その社員は社員総会に出席したものとみなす。

(議決権の代理行使)

第19条 社員は、委任状その他の代理権を証明する書面を社長に提出し、代理人によって議決権を行使することができる。

(議事録)

第20条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員の設定)

第21条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 10人以上15人以内
- (2) 監事 3人以上5人以内
- 2 理事のうち1人を社長とする。
- 3 社長以外の理事のうち2名以内を副社長、1名を専務理事とする。
- 4 社長及び副社長をもって法人法上の代表理事とし、第3項の専務理事をもって同法第91条第1項に規定する業務執行理事とする。

(役員を選任)

第22条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 社長、副社長、専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は三親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務及び権限)

- 第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 社長は、法令及びこの定款の定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、副社長は社長を補佐し、専務理事は理事会の議決に基づき、日常の業務に従事し、社員総会の議決した事項を処理する。

(監事の職務及び権限)

- 第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

- 第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事及び監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第21条に定める定款に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

- 第26条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

- 第27条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、社員総会において定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(損害賠償責任の免除)

- 第28条 この法人は、法人法第114条第1項の規定により、任務を怠ったことによる理事又は監事(理事又は監事であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において理事会の決議によって免除することができる。

(権限)

- 第33条 理事会は、次の職務を行う。
- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 社長、副社長、専務理事の選定及び解職

(招集)

- 第34条 理事会は、社長が招集する。
- 2 社長が欠けたとき又は社長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

- 第35条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

- 第36条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。ただし、代表理事の選定を行う理事会については、他の出席した理事も記名押印する。

第8章 資産及び会計

(基本財産)

- 第37条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表第1及び別表第2の財産は、この法人の基本財産とする。
- 2 基本財産は、社員総会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、社員総会の承認を要する。
- 3 別表第2の財産は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第16号に定める公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産とする。

(事業年度)

- 第38条 この法人の事業年度は、毎年1月1日に始まりその年の12月31日に終わる。

- 2 この法人は、法人法第115条第1項の規定により、外部理事又は外部監事との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度は、同法第113条第1項で定める最低限度額とする。

第6章 顧問、参事、講師

(顧問)

- 第29条 この法人に顧問を置くことができる。
- 2 顧問は、若干名をもって構成する。
- 3 顧問は、重要事項について社長の諮問にこたえる。
- 4 顧問は、社員総会の承認を経て社長が委嘱する。
- 5 顧問の任期は、委嘱後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

(参事)

- 第30条 この法人に参事を置くことができる。
- 2 参事は、若干名をもって構成する。
- 3 参事は、運営に関する事項について社長の諮問に答える。
- 4 参事は、理事会の承認を経て社長が委嘱する。
- 5 参事の任期は、委嘱後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

(講師)

- 第31条 この法人に講師を置く。
- 2 講師は、若干名をもって構成する。
- 3 講師は、報徳思想の普及のため、講演及び社員の指導に当たる。
- 4 講師は、理事会の承認を経て社長が委嘱する。
- 5 講師の任期は、委嘱後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

第7章 理事会

(構成)

- 第32条 この法人に理事会を置く。
- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(事業計画及び収支予算)

- 第39条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、社長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。
- 2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

- 第40条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後3箇月以内に、社長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、また従たる事務所に3年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、社員名簿を主たる事務所及び従たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 役員報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

- 第41条 社長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第49条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

- 第42条 この定款の変更は、社員総会において、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、総社員の議決権の3分の2以上の多数をもって決議しなければならない。

(解散)

第43条 この法人の解散は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取り消し等に伴う贈与)

第44条 この法人が公益認定の取り消しの処分を受けた場合又は、合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、社員総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取り消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第45条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

#### 第10章 公告の方法

(公告の方法)

第46条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

#### 附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の社長は藤村純一、副社長は中村建次とし、最初の専務理事は宮川正夫とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第38条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 4 本定款は、平成25年2月27日からこれを実施する。(第5条 法人の構成員及び 第13条 開催の変更)



令和6年4月23日

運営会員 様

認定NPO法人時ノ寿の森クラブ  
理事長 松浦 成夫

## 会員御更新・御寄付のお願い

日頃より当法人の森林環境活動に御支援御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

令和6年度の会員御更新及び御寄付の手続きについて、下記のとおり御案内を申し上げます。

未来の子どもたちに豊かな森林環境を引き継ぐため、引き続き御支援くださいますようお願い申し上げます。

本年度から、年会費及び寄付金の御納付に伴う振込手数料は、皆様に御負担いただくこととさせていただきます。誠に恐れ入りますが、御理解をお願いいたします。

## 記

1 手続きの期限 令和6年5月31日（金）まで

2 納付の方法 ※裏面に記載

3 御寄付の税優遇制度

当法人は認定NPO法人のため、寄付金（サポーター会費を含む。）については、確定申告により寄付金税額控除等の優遇措置が受けられます。

ただし、運営会費は対象になりません。

なお、確定申告に必要となる寄付金受領証明書（領収書）は、本年12月末に発行いたします。

〒436-0341 静岡県掛川市倉真 7021  
<TEL・FAX> 0537-28-0082  
<E-mail> info@tokinosunomori.com

<認定NPO法人時ノ寿の森クラブ事務局>  
担当)   
E-mail) info@tokinosunomori.com  
TEL・FAX) 0537-28-0082

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人時ノ野の森クラブという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を静岡県掛川市内に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、静岡県掛川市倉真字時ノ野地内の森林(以下、「時ノ野の森」という。)の持つ豊かな多様性と多面的な機能をプラットフォームとして、広く社会の人々に対し、森林をはじめとする自然環境の大切さを訴求し、その保全に必要な活動を行い、未来の子どもたちへ豊かな森を引き継ぐとともに「森と共生する循環型社会」の実現を目指すことを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法(以下「法」という。)第2条別表のうち、環境の保全を図る活動を行う。

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

(1) 森林保全事業

- ① 時ノ野の森の長有林の信上げによる保全事業
- ② 時ノ野の森及びその周辺の森林の間伐に関わる事業
- ③ 時ノ野の森の泉源及び生態系の保全と調査・研究に関わる事業

(2) 森林製品販売事業

- ① 森林から生産される製品の研究・開発事業
- ② 森林から生産される製品の販売促進事業

(3) 普及啓発事業

- ① 伝統的な森林文化を継承する事業
- ② 時ノ野の森のファンを広げる事業
- ③ 環境に対する意識を広め高める事業

(4) その他、上記各号に付随する事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、運営会員をもって法上の社員とする。

(1) 運営会員

5 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。

(役員の種類)

第15条 理事長は、この法人を代表し、業務を統括する。

2 副理事長は、理事長を補佐して業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行う。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(役員任期等)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合限り、任期の末日後最初の総会が締結するまでその任期を延長する。

3 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

4 役員は、辞任し、又は任期が満了した場合においても、第17条に定める最小の役員数を欠く場合は、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

(役員欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(役員解任)

第18条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、その役員を解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えられなくなり認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(役員報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

この法人の目的に賛同し、この法人の運営に携わるために入会した個人及び団体。

(2) サポーター会員

この法人の目的に賛同し、この法人の事業を支援するために入会した個人及び団体。

(入会)

第7条 この法人に会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

2 理事長は、前項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人又は団体にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、その会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 法令及びこの定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(提出物品の不返還)

第12条 既に入会した会費及びその他の提出物品は、返還しない。

第4章 役員

(役員の種類及び定数)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事長 1人
- (2) 副理事長 2人以内
- (3) 理事(理事長及び副理事長を含む。) 3人以上7人以内
- (4) 監事 1人以上

(役員選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事会において互選する。

3 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。

第5章 総会

(総会の種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(総会の構成)

第21条 総会は、運営会員をもって構成する。

(総会の権能)

第22条 総会は、次の事項を議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算の決定
- (5) 事業計画及び活動予算の変更
- (6) 事業報告及び活動決算
- (7) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (8) 会員の姓名
- (9) 会費の額
- (10) 借入金(その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (11) 事務局の組織及び運営
- (12) その他この法人の運営に関する重要事項

(総会の開催)

第23条 通常総会は、毎年1回会計年度終了後開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 運営会員総数の5分の2以上から会議の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(総会の招集)

第24条 総会は、第23条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は、第23条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を示した書面等により、開催日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した運営会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第26条 総会は、運営会員総数の2分の1以上の出席があれば開会することができない。

(総会の議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によりあらかじめ通知した事項とする。  
2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した運営委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

(総会の表決権等)

第28条 各運営委員の表決権は、平等なるものとする。  
2 やむを得ない理由のため総会に出席できない運営委員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、若しくは他の運営委員を代理人として表決を委任することができる。  
3 前項の規定により表決した運営委員は、第26条、第27条第2項、第29条第1項第2号及び第47条の適用については、総会に出席したものとみなす。  
4 総会の議決について、特別の利害関係を有する運営委員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。  
(1) 日時及び場所  
(2) 運営委員総数及び出席者数(書面表決者等又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)  
(3) 審議事項  
(4) 議事の経過の概要及び議決の結果  
(5) 議事録署名人の選任に関する事項  
(6) 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印しなければならない。

第6章 理事会

(理事会の構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権限)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第32条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。  
(1) 理事長が必要と認めたとき。  
(2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

- (2) 会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生ずる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第39条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第40条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って、行うものとする。

(事業計画及び収支予算)

第41条 この法人の事業計画及び活動予算は、理事長が作成し、総会において議決を経なければならない。

(前定予算)

第42条 第41条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じて収入・支出することができる。  
2 前項の収入・支出は、新たに成立した予算の収入・支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第43条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

(予算の変更)

第44条 予算成立後やむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の変更をすることができる。

(事業報告及び決算)

第45条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会において、議決を経なければならない。

(事業年度)

第46条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第47条 この定款を変更しようとするときは、総会において、出席した運営委員の4分の3以上の多数の議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(1) 目的

(3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。  
2 理事長は、第32条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。  
3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を示した書面等により、開催の日の少なくとも1日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(理事会の議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によりあらかじめ通知した事項とする。ただし、理事総数の過半数の賛同が得られれば、それ以外の事項についても議決できるものとする。  
2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。  
2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、若しくは他の出席する理事を代理人として表決を委任することができる。  
3 前項の規定により表決した理事は、第35条第2項及び第37条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。  
4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者等又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産

- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地(所轄庁変更を伴うものに限る)
- (5) 社員の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項(役員の数に関する事項を除く)
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項(残余財産の帰属すべき事項に限る)
- (10) 定款変更に関する事項

(解散)

第48条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 運営委員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続きの開始
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、運営委員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。
- 4 この法人が解散したときは、理事が清算人となる。

(残余財産の帰属)

第49条 この法人が解散(合併又は破産による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、解散の時点における総会において議決された者に譲渡するものとする。

(合併)

第50条 この法人が合併しようとするときは、総会において運営委員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第51条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の第2項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第10章 事務局

(事務局の設置)

第52条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を置く。  
2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。

- 3 事務局長及びその他の職員は、理事長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この定款の変更は、令和3年7月16日から施行する。

第11章 総則

(細則)

第53条 この定款の施行に関し必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長  
副理事長  
理事  
理事  
理事  
理事  
監事  
監事



- 3 この法人の設立当初の役員任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成24年3月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第41条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第46条の規定にかかわらず、成立の日から平成23年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げるとおりとする。
 

(1) 運営会員	年会費	個人	3,000円
		団体	30,000円
(2) サポーター会員	年会費	個人	1,000円
		団体	10,000円

附 則

- 1 この定款の変更は、平成24年9月13日から施行する。

附 則

- 1 この定款の変更は、平成27年5月23日から施行する。

附 則

- 1 この定款の変更は、平成30年6月3日から施行する。

附 則

- 1 この定款の変更は、令和3年6月6日から施行する。

整理番号	3-5-1-3
------	---------

支出証拠書(各種団体会費)

(会派名・議員氏名 自民改革会議・増田 享大)

経費項目	調査研究費・研修費		
内容	掛川駅通り名店会年会費		
年月日	令和6年5月1日～	年月日	金額 24,000円

会の趣旨・目的	JR掛川駅前中心商店街の企業による地域産業活性化事業を通じ地域振興に寄与する
会の活動内容等	商業振興事業、中小規模企業支援事業、駅前中心地活性化事業、総会、視察研修等
政務活動・県政との関連性	中小規模企業支援は県の重要施策であり、地域経済の動向研究や企業支援ニーズを学び、意見交換等を通じて今後の質問等に役立てる。
《領収書貼付枠》	

領収証

増田たかひろ様

¥ 24,000

但 令和6年度 年会費として  
令和6年5月1日 上記正に領収致しました

掛川駅通り名店会



$24,000円 \times 1/12 = 2,000円$

※ 添付書類: 団体の会則・事業概要・その他 ( )

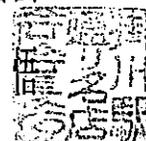
案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	24,000 <del>24,000</del> 円	1/1 100%	2,000 <del>24,000</del> 円

増田たかひろ事務所 様

令和 6年 5月吉日

掛川駅通り名店会

会長 落合



## 掛川駅通り名店会 会費納入のお願い

貴事務所におきましては、時下益々御清祥の事と存じます。また、日頃から名店会活動に多大なる御理解・御協力をいただきまして、誠にありがとうございます。

さて、駅通り名店会の年会費納入につきまして、例年 5月に現金で一括のお支払を  
していただいております。

従いまして、以下の様に御請求させていただきたいと思っておりますので、

5月31日までのお支払を宜しくお願い申し上げます。

尚、本状と行き違いで既に納めていただいている様でしたら、平に御容赦いただきます様、お願い申し上げます。

### 請 求 書

¥ 24,000

令和 6年度 年会費として

支 払 先

掛川駅通り名店会

会長

落合 悟

# 掛川駅通り名店会 会則

## 掛川駅通り名店会 会則

### 第 1 章 総 則

- <名 称>
- 第 1 条 本会は「掛川駅通り名店会」と称する。
- <目 的>
- 第 2 条 本会は、会員の相互扶助の精神に基づき、会員の為に必要な事業を行うと共に、地区内の整備改善を図る為の事業を行う事により、会員の事業の健全な発展に寄与し、公共の福祉の増進に資する事を目的とする。
- <地 区>
- 第 3 条 本会の該当地区は、掛川市駅通りと隣接する地域とする。  
但、理事会の承認がある場合は、この限りではない。
- <事 務 所>
- 第 4 条 本会の事務所は、かがわ街づくり株式会社内に設置する。
- <事 業>
- 第 5 条
  1. 会員の事業に関する経営改善及び技術向上、又、当会の事業に関する知識の普及を図る為の研修及び情報の提供に関する事業
  2. 会員の相互親睦と共栄を図る事業
  3. 本会に関する希望事項・建設的意見の具申
  4. 関係団体との連絡及び提携に関する事項
  5. その他の目的達成の為に必要な事業

令和 元年 6 月 1 3 日 改訂

### 第 2 章 会 員・会 費

- <会 員>
- 第 6 条 本会の会員は、次の 5 種類とする。
  1. 小売業を営む者
  2. サービス業を営む者
  3. 金融関係及び大型店を営む者
  4. 前 3 号以外の事業を営む者
  5. 事業者以外の個人

- <資 格>
- 第 7 条 本会は、第 3 条・第 6 条を以て、下記の資格を有する者で構成する。
  1. 事業所に於いては、責任者又は担当者
  2. 商店に於いては、店主又は後継者
  3. 事業者以外の個人に於いては、本会の趣旨に賛同する者
  4. 本会に入会希望の有資格者は、規定の入会手続きにより申し込む。  
入会の可否は、理事会の決定による。

- <会 費>
- 第 8 条 会員は、定められた会費を所定の納期に納付しなければならない。

- <退 会>
- 第 9 条 会員は、予め本会に通知した上で、事業年度の終わりに退会する事が出来る。但、何らかの理由で、事業を終了する時は、この限りではない。

- <除 名>
- 第 10 条 本会は総会の議決によって、下記の事項に該当する会員を除名する事が出来る。  
但、該当者は、総会又は理事会に於いて弁明する機会を有する。
  1. 本会の体面を傷付ける、又は趣旨に反する行為
  2. 会費納入及び経費支払義務の怠忽
  3. その他、本会員として適当でないとの認定

### 第 3 章 役 員

- <役職・定数>
- 第 11 条 本会は、下記の通り役職を設ける。
 

1. 会長	1 名	2. 副会長	2 名
3. 会計	2 名	4. 理事	5 名～10 名
5. 監事	2 名	6. 顧問	5 名～10 名
7. 事務局員	1 名～3 名	8. 相談役	1 名
- <選出・選任>
- 第 12 条 役員は前年度の最終の理事会に於いて選出され、通常総会に於いて出席者及び委任者の承認を経て選任される。
- <任 期>
- 第 13 条 役員は任期は、1 年とする。但、再任を妨げない。又、役員は任期満了後、後任者の就任まで引き続き職務を行うものとする。
- <職 務>
- 第 14 条 役員は、それぞれの役職に応じて下記の職務を有する。
  1. 会長は、本会を代表し、事業及び業務を統括する。
  2. 副会長は、会長を補佐し、会長の事故又は欠員の場合、職務を代理し代行する。
  3. 会計は、本会に於ける収入・支出を管理し、適正化に努める。
  4. 理事は、上記三役を補佐し、業務を掌理して理事会の運営を図る。
  5. 監事は、本会の業務及び会計を監査し、その結果を通常総会に於いて報告する。
  6. 顧問は、理事経験者が就任し、執行部の求めに応じて、助言・提言を行う。
  7. 事務局員は、通常総会の資料及び理事会の議事録等の作成を担う。
  8. 相談役は、先代の会長が就任し、執行部の求めに応じて、助言・提言を行う。

## 第 4 章 会 合

## &lt;総 会&gt;

- 第 15 条 総会は、下記の事項により開催される。
1. 総会は、通常総会と臨時総会とする。
  2. 通常総会は、毎事業年度終了後2ヶ月以内に開催される。
  3. 臨時総会は、会長が必要と認められた時、又は書面にて会員の5分の1以上の同意と会議の目的事項が示された場合、会長は請求後30日以内に開催しなければならない。
  4. 総会は、会長が議長に当たる。

## &lt;総会成立&gt;

- 第 16 条 総会は、全会員の過半数の出席で成立する。但、欠席者の委任状がある場合は、この限りではない。

## &lt;議事決定&gt;

- 第 17 条 総会の議事は、出席者の過半数で決定し、可否同数の場合は、議長に決定を委ねる。

## &lt;総会の決議事項&gt;

- 第 18 条 下記の事項は、総会の決議を経なければならない。
1. 会則変更
  2. 事業計画及び収支予算の決定及び変更
  3. 事業報告及び収支決算の承認
  4. 役員を選任及び解任
  5. その他必要事項

## &lt;理事会&gt;

- 第 19 条 理事会は、下記の目的に於いて開催される。
1. 本会の運営
  2. 総会から委任された事項及び総会に提出する議題の審議
  3. 第7条3項に基づく入会資格の審査
  4. その他の業務執行に関する審議

## &lt;理事会運営&gt;

- 第 20 条 理事会の運営には、下記の事項に則って、これに当たる。
1. 議長は、会長を以て当てる。
  2. 各理事の決定権は、1つの議題につき1つとする。
  3. 開催については、会長が必要と認められた時、又は、理事の3分の1以上の要求があった時、会長が速やかに理事を召集し、開催する。
  4. 理事の過半数の出席により成立し、議長は出席者の過半数で決する。
  5. 監事については、出席し、意見を述べる権限を有する。
  6. 顧問については、執行部が求めた場合のみ、出席し、意見を述べる権限を有する。
  7. 相談役については、出席し、意見を述べる権限を有する。

## &lt;事業部設置&gt;

- 第 21 条 本会は、その目的達成に必要な事項を研修・審議・実施する為に事業部を設置し、その運営については理事会の承認を得る。

## &lt;事業部員任命&gt;

- 第 22 条 事業部は下記の役員によって業務が遂行される。
1. 部長1名、副部長2名、及び部員で構成される。
  2. 部長には、理事が就任し、理事会の承認を以て任命される。  
又、副部長及び部員は、会員の中から理事会の承認を以て、部長が任命する。

## 第 5 章 会 計

## &lt;事業年度&gt;

- 第 23 条 本会の事業年度は、毎年5月1日より始まり翌年4月30日に終わる。

## &lt;収 入&gt;

- 第 24 条 本会の経費は、会費・寄付金、その他を以てこれに充てる。
- 第 25 条 この会則で定める以外の必要な事項は、総会の議決を経て附則で定める。

## 掛川駅通り名店会 運営諸規定

- 第 1 条 総則  
本会の運営についての諸規定は、本会則の定める所とする。
- 第 2 条 事業部  
会則第21条に基づき、下記の通り事業部を設ける。
1. 総務部会
  2. 広報研修部会
  3. 事業活動部会
  4. その他、理事会の議決を経て、特別部会を設ける事が出来る。
- 第 3 条 部会業務
1. 総務部会
    - ①会則・諸規定の検討並びに財務の担当
    - ②総会の開催並びに全般の庶務に関する事項の実施
    - ③経済・経営研修に関する事項の実施
  2. 広報研修部会
    - ①会報・内外広報に関する事項の実施
    - ②会員の相互親睦と関係団体との融和に関する事項の実施
    - ③会員の資質向上を図る為の各種研究・研修会の開催
  3. 事業活動部会
    - ①会員の経営状態向上の為の事業の計画・立案及び実践活動
    - ②歩道・植え込み等の道路管理に関する事項の実施
    - ③地域経済に寄与する全般事項の実施
  4. 事業遂行は、各部会を主体とし、全会員が一致協力して推進を図る。
- 第 4 条 部会運営
1. 本会員は、いずれかの部会に所属する義務を有する。
  2. 各部会は、部長が必要と認められた時、理事会の承認を経て開催される。
  3. 各部員は、予め開催が決定された部会には、出席する義務を有する。
- 第 5 条 特別事業活動経費
1. 事業活動部に於ける事業経費は別途集金する。
  2. 会計報告については、その都度行うものとする。

支出証拠書 (各種団体会費)

(会派名・議員氏名 自民改革会議・増田 亨大)

経費項目	調査研究費・研修費		
内容	エコロジーライフ研究会年会費		
年月日	令和 6年 5月 20日	～	年月日
金額	2,000 円		

会の趣旨・目的	エコロジーライフ研究会は、自然農法を始め、地域環境保全及び改善に向けた実践的な活動を行っている		
会の活動内容等	会員総会や研修会、適宜開催される農作業や環境美化活動、及び保全に関する実践活動の実施		
政務活動・県政との関連性	農業振興や環境政策は今般の県の重要施策であり、今後の施策低減や質問に役立てる		
《領収書貼付枠》	<p>島田掛川信金全国しんきんネット                  ご利用明細票                  毎度ご利用いただきありがとうございます。                  ご利用年月日 取扱店番・受付番号                  06 05 20 15130247-0021                  お取引店 <input type="checkbox"/> 庶務部                  お取引金額 0 0 3 0 0 0                  お振込 振込 0 0 0 0                  手数料 ¥220 通帳頁 お取引金額                  時刻 09:12 ¥2,000*                  説明コード お取引後残高                  *****                  島田掛川信用金庫                  本店 営業部                  普通 0000100664                  口座 入 エコロジーライフセンター様                  にお送り ¥780*                  ※ マスター カカロ様                  0537212700                  印 新入</p>		

※ 添付書類：団体の会則・事業概要・その他 ( 規 約 )

案分の理由 全て政務活動にかか るものである。	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	2,000 円	1/1	2,000 円
	100%		

エコロジーライフ研究会 正会員の皆様

令和6年5月

5/17

新緑の季節となりました。皆様いかがお過ごしでしょうか。  
まず初めに、多くの見直しと検討を重ねた結果、ご連絡と開催が大変遅くなりましたこと  
心よりお詫び申し上げます。

この度、下記の日程にて、「令和6年度エコロジーライフ研究会総会」を開催致します。同  
封しました「総会資料」、「83号会報誌」、「総会の出欠席および回答書」をご確認の上、郵  
送、FAX、メールのいずれでも構いませんのでご返信お願いしたく存じます。

大変恐れ入りますが、総会開催までに到着するようご返送をお願いいたします。また、開  
催までお時間が短いこと重ねてお詫び申し上げます。

令和6年度 エコロジーライフ研究会総会

2024年6月1日(土) 9:00 ~ 10:00

掛川市生涯学習センター 担いの手の部屋4, 5

追伸:

総会のご案内と重なり順序が前後しており大変おかしなお願いかと存じますが、郵送の  
回数を削減するためこの場を借りて、会費のご入金をお願いしたく存じます。

振込以外の場合は郵送、または電子マネー、手渡しなどの手段でも何でも構いませんので  
ご連絡いただければと存じます。

振込先: 島田掛川信用金庫 本店営業部  
普通 0100664 エコロジーライフ研究会  
正会員費(年間): 2000円

連絡先: 掛茶料理むとう [REDACTED] 宛  
〒436-0022 静岡県掛川市上張830  
TEL: 090-3557-1542 / FAX: 0537-24-8189  
メール1: info@ecologylife.jp  
メール2: [REDACTED]

# I エコロジーライフ研究会の目指すもの

## エコロジーライフ研究会規約

平成12年3月25日

### (目的)

第1条 この会は、私達の生存基盤である自然生態環境を無視した現在の生産と消費生活の様式を反省し、自然と共生する農林水産業及び「食」と「暮らし」の実践を通して、安心安全な生活と環境保全を推進する新しいライフスタイルを構築し、真に豊かな地域社会創りに寄与することを目的とする。

### (名称)

第2条 この会は、エコロジーライフ研究会（以下「本会」という。）と称する。

### (事業)

第3条 本会は、第1条の目的を達成するために次のことを活動目標とする。

- (1) 自然生態系と調和する生産・流通・消費体系の研究と実践
- (2) 自然共生農林水産業を通しての自然環境教育の推進と、健全な心身の育成及び生きがい対策の探求
- (3) 自然生態環境の保全
- (4) 会員相互に学習し合い、理解を深めるための諸活動
- (5) その他目的達成のために、必要な活動

### (会員及び資格)

第4条 本会は、正会員と賛助会員により構成し、それぞれの資格は次のとおりとする。

- (1) 賛助会員は、本会の主旨に賛同し、会の活動を支援する行政機関・法人又は団体

### (役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

会長 1名、副会長 2名、幹事 若干名、事務局長 1名、会計 1名

### (役員を選任)

第6条 本会の会長、副会長、会計は、幹事の互選とする。

- 2 幹事は、正会員中より選出された者とする。
- 3 事務局長は、幹事の中から会長が指名する。
- 4 役員は、総会の承認を受けなければならない。

### (役員職務)

第7条 会長は、会を代表し、会務を総理する。副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは会長の職務を代理する。

- 2 幹事は、各々の活動事業の計画と実践の中心的役割を担う。
- 3 事務局長は、会長の指示を受け会務の円滑な執行に務める。
- 4 会計は、会の出納事務を執行する。

### (会計監事)

第8条 本会の出納事務を監査するため、会計監事を置く。

- 2 会計監事は2名とし、正会員中より選出する。

### (役員任期)

第9条 役員及び会計監事の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

- 2 補欠により就任した役員及び会計監事の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会議)

第10条 会議は、総会と役員会とする。

2 総会は、役員会の決定を経て会長が招集する。

3 総会の議長は、会長が務めるものとする。

4 総会は、毎年1回開催する。また、会長又は役員会が必要と認めた場合は、臨時総会を開催することができる。

5 役員会は、必要などとき会長が招集することができる。

### (総会の議決事項)

第11条 総会は、委任状を含む正会員の過半数の出席で以て成立し、次の事項を決する。

- (1) 役員及び会計監事の選任に関する事。
- (2) 規約の変更に関する事。
- (3) 事業計画及び予算の承認に関する事。
- (4) 事業報告及び決算の承認に関する事。
- (5) 会費の額と徴収方法に関する事。
- (6) その他必要な事項

### (役員会の議決事項)

第12条 役員会は次の事項を決する。

- (1) 総会の招集に関する事。
  - (2) 総会に提出する議案に関する事。
  - (3) その他事業執行に関する事項で会長が必要と認める事項
- (名称の使用)

第13条 会員が、本会の名称を書類、印刷物、看板、インターネットホームページ等に使用する場合は、役員会の了解を得なければならない。

### (入会)

第14条 本会に入会しようとする者は、所定の手続きを経て、会長が入会を認めるものとする。

### (退会)

第15条 本会を退会しようとする者は、会長に報告することにより退会を認めるものとする。又、本会員としてふさわしくない行為をした者は、役員会の議を経て会長が除名することができる。

### (会費)

第16条 正会員は、総会において定める会費を納入しなければならない。

2 年度途中で退会した者の納入済会費は、返納しないものとする。

### (経費)

第17条 本会の経費は会費、その他の収入をもってこれに充てる。

### (会計年度)

第18条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

### (規約の変更)

第19条 本会の規約は、総会において3分の2以上の同意を得なければ変更することができない。

### (解散)

第20条 本会の解散は、役員会及び総会においておのおのその構成員の3分の2以上の同意を得て議決しなければならない。

### (附則)

この規約は、平成12年3月25日から施行する。

### (附則)

この規約は、平成16年4月11日から施行する。

3-5-1-4

支出証拠書(各種団体会費)

(会派名・議員氏名 自民改革会議・増田 享大)

経費項目	調査研究費・研修費		
内容	MRC (マネジメントリッチクラブ) 年会費		
年月日	令和 6年 7 月 9 日 ~	年 月 日	金額 24,000 円

会の趣旨・目的	MRC は会員企業が地域経済をけん引すべく、地域経済や経営に関する様々な課題解決に向け研修会や意見交換会を実施し、企業業績向上により適正納税に努める。
会の活動内容等	総会・定例会・先進地視察
政務活動・県政との関連性	企業支援は重要な県施策であり、県には中小・小規模企業振興基本条例が制定されている。

《領収書貼付枠》

**島田掛川信金全国しんきんネット**

ご利用明細票

毎度ご利用いただきありがとうございます。

ご利用年月日 06 07 09 15130277-0059

お取引店 口座番号

お取引店種

お取引金額 ¥24,000\*

お取引後残高

お取引手数料 時刻 13:47

説明コード

島田掛川信用金庫

本店営業部

普通 0000039762

ご入金先「マネジメントリッチクラブ」様

累計 0537-21-2700

内 務 課 長

島田掛川信用金庫

※ 添付書類：団体の会則・事業概要・その他 (活動計画書)

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	24,000 円	1/1	24,000 円
		100%	

3-5-1-5

(3-5-10-2)

## マネージメント・リッチ・クラブ (MRC) 基本理念

令和5年4月10日

### 《三つの目的》

1. 豊かな会社をつくろう  
会員の経験と知識によって、企業の自主的近代化と強靱な経営体質をつくります。
2. 豊かな経営者になろう  
謙虚に学びあい、現代の経営者に要求される総合的な能力を養います。
3. 豊かな経営環境をつくろう  
中小企業の経営を守り、繁栄させるために経営環境の改善に努力します。

### 《自主・民主・連帯の精神》

～MRCの運動、活動の進め方についての基本的態度～ 知り合い；学び合い；援け合いの精神

自主；他のいかなる所からも干渉や支配も受けません。会員の主体性を守ります。  
 民主；会員の要求や意見に基づいて運営し、ボス支配を排除します。  
 連帯；会員同士の相互の高まりあいから生まれる深い信頼関係を築きます。会員以外の人との融合、協力も進める立場をとります。

### 《国民や地域と共に歩む中小企業》

～MRCがめざす中小企業～

優れた商品やサービスを提供し、人々の生活の向上と地域経済の繁栄を支え、豊かな国民生活の実現に貢献するという、社会的使命感を自覚した企業活動を目指します。

～新しい時代が求める21世紀型中小企業～

- ・ 自社の存在意義を改めて問い直すとともに、社会的使命感に燃えて事業を行い、国民と地域社会からの信頼や期待に高い水準でこたえられる企業。
- ・ 社員の創意や自主性が十分に発揮できる社風と理念が確立され、労使が共に育ち合い、高まり合いの意欲に燃え、活力に満ちた、豊かな人間集団としての企業。

3-5-1-5  
(3-5-10-2)

## マネージメント・リッチ・クラブ (MRC) 活動方針

### 《活動目標と課題》

1. 会員企業がそれぞれ地域オンリーワン企業を目指し、お互いに「知り合い、学び合い、援け合い、切磋琢磨し合い」自己研鑽をはかります。
2. 会員同士が本音で経営を語り合い、率直、真剣な意見交換、アドバイスをし合える活動、「定例会」を確立します。
3. 会員同士の絆を強め、お互いが先生になり、生徒になって「競生」の関係を目指し、共に行き抜く同志関係をつくります。
4. 必要に応じて講師を招き、講師例会とします。
5. 活動の基本は、三つの目的『豊かな会社をつくろう』『豊かな経営者になろう』『豊かな経営環境にしよう』の実現に集約されます。
6. 政治活動や、ボランティアはしません。専ら中小企業経営者に関する様々な課題について研究し、研鑽し、自らの成長を図る道場とします。

### 《活動体制》

1. 月1回、会員および一般ゲストを含めた定例会を開催する。
2. 会員は定例会には必ず参加して学び合う。
3. 定例会では会員が自社の問題点など話題提供をし、意見交換をし、会員交流を積極的に行う。
4. 当面会員数は200社を目標とし、150名以上の参加者が実現したところで分会を検討する。
5. 役員は会長1名、副会長3名、監査役1名を置く。
6. 会費について、年会費24,000円（月額2,000円）を年度初に一括納入する。
7. 会計は単年度会計として、繰り越し金は最小限に押さえる。
8. 任期、役員改選方法、その他細部の規約については別途定める。
9. 会員の継続は自動継続とします。

# 経営者のカリキュラム

第24期 令和6年度MRC活動計画 (令和6年4月~令和7年3月)

## 転から変へ 今年「脱皮」取りまく環境を一変しよう

月 日	内 容	講 師
令和6年 4月22日(月)	第274回 MRC 総会 【人口流出と事業革新 ~なぜ人は出ていくのか~】	MRC 顧問 新静岡学園 学園長 静岡産業大学 総合研究所 所長 大坪 檀 氏 <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">懇親会あり</span>
5月13日(月)	第275回 MRC 定例会 経営理念【人の心に貯金する】を実践して	株式会社 サンコー 代表取締役社長 角谷 太基 氏 (和歌山県) <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">懇親会あり</span>
6月10日(月)	第276回 MRC 定例会 創業7年目を迎えて【我が経営を語る】	トダホームサービス株式会社 代表取締役 島崎 直美 氏 (会員) <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">懇親会あり</span>
7月8日(月)	第277回 MRC 定例会 人生 市民のため、県民のために 【我が人生を語る】	元静岡県議会 議長 奥之山 隆 氏 (静岡県) <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">懇親会あり</span>
8月19日(月)	第278回 MRC 定例会 【静岡理念塾】	大峰堂薬品工業株式会社 代表取締役社長 辻 将央 氏 (奈良県) <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">懇親会あり</span>
9月9日(月)	第279回 MRC 定例会 【人生を農業に捧げる】	株式会社 HANAGOKORO ASIA 代表取締役社長 小塚 純一 氏 (愛知県) <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">懇親会あり</span>
10月21日(月)	第280回 MRC 定例会 【伝える、つなぐ。如何に生ききるか】	株式会社シンクアイホールディングス CEO 株式会社ビーエムティー 代表取締役 京谷 忠幸 氏 (福岡県) <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">懇親会あり</span>
11月11日(月)	第281回 MRC 定例会 美しい決算書求めて 【わかりやすい管理会計のしくみ】	株式会社 シバタ 代表取締役社長 大久保 守晃 氏 (愛知県) <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">懇親会あり</span>
令和7年 1月20日(月)	第283回 MRC 定例会 新年会 【新春講話】	MRC 顧問 初代牧之原市長 西原 茂樹 氏 <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">懇親会あり</span>
2月17日(月)	第284回 MRC 定例会 【我が農業経営を語る】	内藤農園 内藤 善信 氏 (会員) <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">懇親会あり</span>

日程・講師及び内容等は変更になる場合があります。

## 出張研修事業委員会

3-5-1-5

月 日	内 容	講 師
令和6年 12月9日(月)	第282回 忘年会 東工業株式会社 (沼津市) 訪問・忘年懇親会	東工業株式会社 代表取締役 岩田 浩一 氏 (会員) <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">懇親会あり</span>
令和7年 3月10日(月)	第285回 出張例会 赤ずきんちゃんのおもしろ農園 (掛川市)	アグリッチジャパン 株式会社 代表取締役 赤堀 和博 氏 (会員) <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">懇親会あり</span>

## 定例会スケジュール

〈懇親会あり〉	
18:00~	開式
18:15~	講演会 (60分)
19:15~	懇親会 (120分)
21:30	閉会

## MRC 会費

年会費	24,000円 ◆ 中途入会者の年会費は月割とする
定例会参加費	【会員と会員企業の社員】(1名・1回): 8,000円 ◆ 合計3名まで会員価格で参加可。 【ゲスト】 (1名・1回): 12,000円

※ 24期は、原則として定例会(懇親会あり)で開催致します。

お振込先	金融機関名	店名	種別	口座番号	口座名義
	島田掛川信用金庫	本店	普通	39762	マネージメント・リッチ・クラブ 会長 戸田直員

※ ゲスト様の3回目以降の参加希望の場合は、ご入会いただき、年会費をお支払いいただけます。

## 豊かな会社をつくろう

会員の経験と知識によって、  
企業の自主的近代化と強靱な経営体質をつくります。

## 基本理念

### 豊かな経営者になろう

課題に学びあい、  
現代の経営者に要求される総合的な能力を養います。

### 豊かな経営環境をつくろう

中小企業の経営を守り、  
繁栄させるために経営環境の改善に努力します。



支出証拠書(各種団体会費)

(会派名・議員氏名 自民改革会議・増田 享大)

経費項目	調査研究費・研修費		
内容	静岡県人権・地域改善推進会年会費		
年月日	令和6年7月8日～	年月日	金額 1,000円

会の趣旨・目的	人権問題にかかるあらゆる差別問題の解決を目指し、地域社会における支援活動を行う
会の活動内容等	啓発活動、社会福祉の増進、企画・調査・研究、総会、研修会等
政務活動・県政との関連性	県には静岡県人権啓発センターもあり、県民一人一人に人権尊重の意識の定着を通じ誰もが幸福感を実感できる社会を目指しており、活動状況の学びや意見交換等を通じて今後の質問等に役立てる。

《領収書貼付枠》

ご利用明細票

お取扱日	店番	取扱番号
06-07-0823357	A93120009	
取扱店	オカゲンチャウナイ	
払込口座	00820-5	51581
払込金額	*1,000円	
振替受付票	*0	

私込みの証拠となるものは、大切に保存し、現金には、消費税等が含まれております。(ゆづり銀行)

入金額 \*1,000 \*0  
おつり

ゆづり銀行 デビット 新規ご入金&ご利用で現金500円プレゼント!

印紙税申告納付につき期間内 事務承認済

※ 添付書類：団体の会則・事業概要・その他 ( )

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	1,000円	1/1	1,000円
		100%	

# 静岡県人権・地域改善推進会規約

## 第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は、静岡県人権・地域改善推進会と称する。

(事務所の所在地)

第2条 本会の事務所を会長所在地に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、人権問題にかかわるあらゆる差別問題の完全な解決を図り、以て民主主義社会の建設に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 婚姻、就職、職業、教育、住居及び交際等にかかる一切の差別を撤廃し、差別的偏見を打破するための啓発活動
- (2) 人権意識の普及、高揚及び社会福祉の増進等の強力な推進
- (3) 前2項の事業を推進するための企画、調査、研究、情報の収集等
- (4) その他目的達成のために必要な事業

## 第3章 組 織

(組織)

第5条 本会は、本会の目的に賛同する個人、企業及び団体を会員として組織する。

2 本会は反社会的行為を行う者及び集団的又は暴力的行為を行うおそれのある者の入会を認めない。

(会費)

第6条 会員は所定の会費を納め、本会の決定する方針・決議に基づき積極的に活動する。

(支部)

第7条 本会に総会の承認を得て、支部を置くことができる。

(部会及び委員会)

第8条 本会運営の適正化、効率化を図るために、執行委員会・部会及び委員会を置くことができる。

## 第4章 役 員

(役員の数)

第9条 本会に次の役員を置く。

- |           |       |
|-----------|-------|
| (1) 会 長   | 1名    |
| (2) 会長代行  | 1名    |
| (3) 副 会 長 | 若干名   |
| (4) 理 事   | 35名以内 |
| (5) 監 事   | 2名    |

-15-

3-5-1-6

(役員の出選)

第10条 本会の会長、会長代行、副会長、監事は総会において選出する。

2 理事は現職理事2名と会長の推薦者及び各支部で選出し、総会において承認を得るものとする。

(役員の仕事)

第11条 会長は、本会を代表し会務を統括する。

2 会長代行及び副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代行する。

3 理事は、本会の運営について協議し、執行する。

4 監事は、会計の監査を行う。

(役員任期)

第12条 役員任期は2年とする。ただし、再選を妨げない。

2 欠欠による任期は、前任者の残任期間とする。

(顧問及び相談役)

第13条 本会に顧問及び相談役を置くことができる。

2 顧問及び相談役は、総会において推薦したもにつき会長が委嘱する。

3 顧問及び相談役の任期は、2年とする。

(事務局)

第14条 本会に事務局を置く。

2 事務局に事務局長1名、職員若干名を置く。

3 事務局長は、会長が推薦し理事会の同意を得て会長が任免する。

4 事務局長は、会長を補佐し事務管理を統括する。

5 職員は、会長が任免する。

## 第5章 会 議

(会議の種類)

第15条 本会の会議は、次のとおりとする。

- (1) 総会 (2) 理事会 (3) 執行委員会 (4) 部会 (5) 委員会

(総会)

第16条 総会は、本会の最高議決機関であって、毎年1回会長の招集により開催し、活動方針その他重要事項を審議決定する。

その他必要に応じて臨時総会を開催することができる。

2 総会は、代議員をもって組織し、代議員の選出その他必要事項は別に定める。

3 会員の過半数若しくは支部の三分の二以上の請求があった場合は、臨時総会を開催しなければならない。

4 総会は、代議員の過半数が出席しなければ、開催することができない。

5 総会の議決は、出席者に過半数で決し、可否同数のときは議長が決するところによる。

(理事会)

第17条 理事会は、総会に次ぐ議決機関であり、総会の決定を執行し総会に対して責任を負う。

(委員会)

-16-

第18条 執行委員会・部会及び委員会は、必要に応じて開催するものとする。

## 第6章 会 計

(予算)

第19条 本会の経費は、会費、補助金及びその他の収入をもってこれにあてる。

2 会費は、毎年予算の定めるところによる。

3 本会の予算及び決算は、総会に承認を得なければならない。

(会計年度)

第20条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

## 第7章 そ の 他

(規約の改正)

第21条 本規約の改正については、総会出席者の三分の二以上の賛成を得なければならない。

(委任)

第22条 本規約に定めるもののほか、本会の運営について必要な事項は理事会において定める。

## 付 則

1. 会 費 個人は一口年間千円とし、企業・団体は一口年間一万円とする。
2. 1支部は10名以上とする。
3. 総会の代議員は20名につき1名とする。20名以下の場合は、1支部につき代議員1名とする。

この規約は、平成10年4月1日より施行する。

この規約は、平成14年4月1日より改正する。

この規約は、平成23年7月1日より改正する。

-17-

# 静岡県人権・地域改善推進会委員会内規

(趣旨)

第1条 静岡県人権・地域改善推進会(以下「本会」と言う。)の目的を達成するため本会規約第15条による部会及び委員会を設ける。

(名称)

第2条 部会・委員会の名称は、次のとおりとする。

1. 総務部会 (1) 企画運営委員会 (2) 女性委員会
2. 教育・啓発部会 (1) 教育啓発委員会 (2) 地域交流委員会

(事業)

第3条 部会は各委員会を兼ねる。委員会の事業は、次のとおりとする。

1. 企画運営委員会
  - (1) 諸制度の調査研究に関すること。
  - (2) 諸規定の創製・改訂に関すること。
  - (3) 定期総会に関すること。
  - (4) 予算・決算・事業計画及び事業報告に関すること。
  - (5) 各種研修会等諸行事の企画・立案に関すること。
  - (6) 他の委員会に属さないこと。(組織強化・拡充)
2. 女性委員会
  - (1) 男女共同参画社会のために女性層の拡充・強化。
  - (2) 高齢者・子ども・その他についての福祉の充実。
  - (3) 人権相談に関すること。
  - (4) その他人権施策に必要な事業。
3. 教育・啓発委員会
  - (1) 各種人権教育・啓発に関する方法及び実践に関すること。
  - (2) 人権教育の振興に関すること。
  - (3) 市町人権教育連絡協議会との連携を図ること。
  - (4) 一般県民に対する啓発活動に関すること。
  - (5) 自治会をはじめ各種団体等との連携。
  - (6) 小中高校及び小中PTA等学校関係団体との連携。
  - (7) 企業における人権教育の推進に関すること。
  - (8) 広報活動に関すること。
  - (9) その他教育啓発に必要な事業。(情報の収集等)
4. 地域交流委員会
  - (1) 地域住民交流促進事業
    - ア ミニ交流研修会の開催に関すること。
    - イ 地域座談会の開催に関すること。

-18-

支出証拠書(各種団体会費)

(会派名・議員氏名 自民改革会議・増田 享大)

経費項目	調査研究費・研修費		
内容	一般社団法人実践倫理宏正会年会費		
年月日	令和6年 7月 1日～	年 月 日	金額 1,666円

会の趣旨・目的	実践倫理宏正会はわが国の倫理観を大切に、会員による勉強会等を通じ、家庭の大切さ、地域コミュニティの重要性を学びながら豊かな共生社会を目指す社会教育団体である。
会の活動内容等	定期学習会・座談会・講演会
政務活動・県政との関連性	県には共生社会形成計画があり、社会教育を通じ健全な人材育成を育むことを目標としており、勉強会や意見交換を通じ今後の質問等に役立てる。

《領収書貼付枠》  
 $2,000 \times 10/12 = 1666.6$

領 収 証

増田 享大 様 2024年 7月 1日



但 2024.6月～2025.5月までの会費として  
 上記正に領収いたしました

内 訳  
 税抜金額  
 消費税額等(%)

一般社団法人実践倫理宏正会掛川

※ 添付書類：団体の会則・事業概要・その他(活動内容)

案分の理由 全て政務活動にかかる ものである。	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	2,000円	1/1	1,666円
		100%	

# Activity

## 活動内容

TOP > 活動内容

# Activity

## 活動内容

実践倫理宏正会の活動は、  
現在の生活を「より善い」ものにしようと希望する人々の、自主的な実践努力を中心にしています。

会員は、当会77年間の実績から抽出された最も効果的な実践のノウハウを活用して、一人ひとりが自主的かつ自発的に、自分の問題を自分で解決する実践活動を行います。

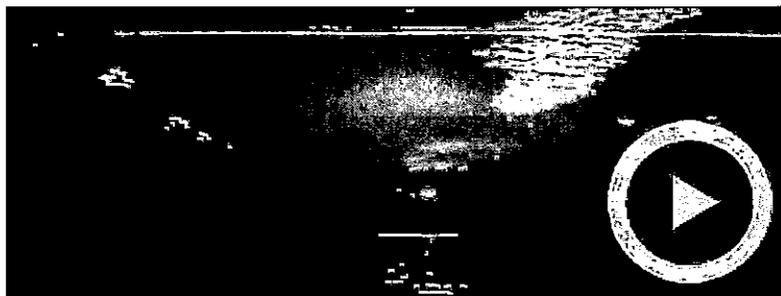
また、毎朝の朝起会や春秋のエシックスファンミーティング（講演会）、適宜開催される座談会や学習会、講演会では、明るく元気な暮らしを実現した実践例が報告されるなど、会員相互の学習と親睦が図られています。

# Asaokikai

## 朝起会

朝起会は実践倫理宏正会の最も中心的な活動です。

早寝早起きは誰にでもすぐに実践できて、明るく元気な暮らしを実現するのに最も効果的な実践活動です。



早寝早起きはさまざまなストレスを解消し、精神の安定と気力の充実を促進し、また、子どもの成長ホルモンの分泌を促すなど、人間の身体のメカニズムに適った、きわめてすぐれた実践であることは、医学的にも証明されています。

毎朝5時から6時まで、爽快な朝の気分のなか、全国の朝起会場で一斉に行なわれる朝起会では、参加者全員が『朝の誓』を唱和して、今日一日の明るく元気で積極的な活動を誓い合います。

## 朝の誓

---

朝起会で唱和する『朝の誓』は、今日一日をより善く生きるための基本的な心構えです。

『朝の誓』はたった5項目です。また、5項目のすべてが「今日一日」に限定されていますから、実践しようと希望すれば、誰にでもすぐに実践することができて、しかも効果がすぐに現われる実践です。

『朝の誓』の実践が、自分と周囲の人々に明るく元気な暮らしを実現する、第一歩になります。

今日一日 三つの恩を忘れず 喜んで進んではたらきます

今日一日 人の悪をいわず 己の善を語りません

今日一日 気付いたことは 身がるに直ぐ行います

今日一日 腹を立てず 不足の思いをいたしません

今日一日 三つの無駄を排し 新しく大地に生き貫きます

(第一項の「三つの恩」とは、親の恩、師の恩、社会の恩のことです。

第五項の「三つの無駄」は、物の無駄、時の無駄、心の無駄のことです。)

# Main Keywords

## 実践の主なキーワード

『朝の誓』を今日一日の基本的な心構えとして、会員は自分自身の課題を自分で見定め、実践の目標を設定し、自主的な実践によって問題を解決していきます。

しかし、個人的な実践目標が自分勝手なものであったり、はた迷惑なものであってはなりません。

実践倫理宏正会ではいくつかのキーワードを設定して、個人的な実践目標を、自分のためになると同時に人のためにもなるもの、自分を高めるとともに人にも喜んでもらえるものに昇華しています。

## 共生

**実践倫理が最も大切にしているキーワードのひとつです。**

人間同士は助け合わなければ生きてはいけません。さらに言えば、地球上の生物はすべて助け合い支え合っている、広い意味で「共生」しています。地球上に生きとし生けるものは、「大自然の摂理」によって、それぞれが何らかの役割を与えられていて、互いにその役割を果たすことで、他の生き物を支えるようにつくられています。

人間関係においても、人を受け容れ、助け合うことが大切なのです。

倫風宏話 人との出会いから学ぶ (2005年5月号)

倫風宏話 「ストレス社会」を救うもの (2010年1月号)

倫風宏話 不揃いの野菜のように (2012年10月号)

倫風宏話 共生社会は寛容の心から (2015年8月号)

倫風宏話 理想と実践 (2012年7月号)

倫風宏話 「今」を前向きに生きる (2000年10月号)

» [倫風宏話【共生】一覧へ](#)

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・増田 享大)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報提供費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	駐車場代		
年月日	令和6年 11月 2日～	年 月 日	金額 500円

目的	全国お茶まつり静岡県大会視察
使途	駐車場代
政務活動・ 県政との 関連性	茶業事情を聞き取り今後の議会活動に役立てる。

《領収書貼付枠》

パークス 成子

有限会社 大買  
登録番号T3-0804-0200-1692

領収証

精算機 #01            A 精算No.000085  
 発券機 #01            発券No.076950  
 入庫時刻 2024年11月 2日(土) 13:27  
 出庫時刻 2024年11月 2日(土) 16:06  
 駐車時間                2:39  
 駐車料金                A料金            500円  
 =====  
 合計                      500円  
 現金領収額              500円  
 お預り                   500円  
 お釣り                    0円  
 上記合計金額は消費税10%対象です。  
 またのご利用をお待ちしております。

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである	500円	1/1	500円
		100%	

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・増田 享大)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・懇談情報費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務費・人件費		
内容	交通費(東名代)		
年月日	令和6年11月2日～	年月日	金額
			540円

目的	全国お茶まつり静岡県大会視察								
使途	東名代								
政務活動・ 県政との 関連性	茶業事情を聞き取り今後の議会活動に役立てる。								
《領収書貼付枠》	<p>ご利用ありがとうございます。</p>  <p>料金所では一旦停車してください。</p> <p><b>ご利用証明書</b></p> <p>料金所 浜松</p> <p>お問い合わせは、中日本お客さまセンター フリーダイヤル 0120-922-229 上記番号をご使用になれないお客さまは TEL 052-223-0333 (有料)</p> <p>24年11月 2日12時36分</p> <p>車種 普通</p> <table border="0"> <tr> <td>割引前料金</td> <td>¥770-</td> </tr> <tr> <td>割引△</td> <td>¥230-</td> </tr> <tr> <td>ご利用額</td> <td>¥540-</td> </tr> </table> <p>(外訳)</p> <p>-入口料金所- 掛川 ETC 有効期限 [REDACTED] 会員番号 (支払 - 1回払い) [REDACTED]</p> <p>通行料金は、消費税率10%対象です。 中日本高速道路株式会社 愛知県名古屋市中区錦2-18-19 取扱番号208-01301223-19 [REDACTED]</p>			割引前料金	¥770-	割引△	¥230-	ご利用額	¥540-
割引前料金	¥770-								
割引△	¥230-								
ご利用額	¥540-								
案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)						
全て政務活動にかか るものである	540円	1/1	540円						
		100%							

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・増田 享大)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	駐車場代		
年月日	令和6年 11月 3日～	年 月 日	金額 300円

目的	掛川商工まつり視察
使途	駐車場代
政務活動・ 県政との 関連性	地域経済・観光事情を聞き取り今後の議会活動に役立てる。

《領収書貼付枠》

掛川大手門駐車場

領収証

精算機 #03            A 精算No.000195  
 発券機 #01            発券No.024541  
 入庫時刻 2024年11月 3日(日) 11:51  
 精算時刻 2024年11月 3日(日) 13:05  
 駐車時間                1:14  
 駐車料金            A料金            300円  
 =====  
**合 計                    300円**  
 (内税10%対象額            300円)  
 現金領収額                300円  
 お預り                    300円  
 お釣り                    0円  
 またのご利用をお待ちしております。

かけがわ街づくり株式会社  
 登録番号 T2080401014556

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである	300円	1/1	300円
		100%	

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・増田 享大)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	防衛議連視察費		
年月日	令和6年11月18日～令和6年11月19日	金額	260円

目的	九州自衛隊基地視察
使途	交通費 福岡空港駅 ← 中洲川端駅
政務活動・ 県政との 関連性	危機管理は県の主要施策であり視察を通じて得た知見を今後の質問等に役立てる。
<p>《領収書貼付枠》</p> <p style="text-align: right;">県外調査根拠書は3-5-11-9に添付</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px;"> <p style="text-align: center;"><b>領収書</b></p> <p style="text-align: right;">様</p> <p>ご利用日付 2024年11月19日</p> <p>時刻 09時09分</p> <p>券番号: 7265</p> <p>取引内容: 乗車券購入 金260円</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;"> <p>ETC紙税法 第5条 第2項 非課税</p> </div> <p>伝票番号: 10996</p> <p>ご利用ありがとうございます。</p> <p>中洲川端駅 券A01発行 福岡市地下鉄</p> </div>	

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである	260円	1/1	260円
		100%	

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・増田 享大)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	駐車場代		
年月日	令和6年 12月 7日～	年 月 日	金額 300円

目的	掛川ひかりのオブジェ展視察
使途	駐車場代
政務活動・ 県政との 関連性	地域観光振興事情と学校教育事情を開き取り今後の議会活動に役立てる。
<<領収書貼付枠>>  <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center; font-size: 1.2em;">SK掛川駅前パーキング</p> <p style="text-align: center;">領収証</p> <p>精算機 #01            A 精算No.000423                      発券機 #01            発券No.029104                      入庫時刻 2024年12月 7日(土) 17:12                      出庫時刻 2024年12月 7日(土) 18:35                      駐車時間                            1:23                      駐車料金            A料金            300円                      =====  <b>合 計                            300円</b>                      (内税10%対象額            300円)                      現金領収額                    300円                      お預り                            300円                      お釣り                            0円                      またのご利用をお待ちしております。</p> <p style="text-align: center;">かけがわ街づくり株式会社                      登録番号 T2080401014556</p> </div>	

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである	300円	1/1	300円
		100%	

整理番号	3-5-1-15
------	----------

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・増田 享大)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	県庁にて調査		
年月日	令和 7年 1月 6日～	年 月 日	金額 3,460 円

目的	議会対応調整
使途	新幹線 掛川駅⇄静岡駅 (@1,730×2)
政務活動・ 県政との 関連性	県議会における対応についてである

《領収書貼付枠》

**領 収 書**

Receipt \_\_\_\_\_ 様

領収年月日 2025.-1.-6 登録番号: T3180001031569

金額 ¥3,460 (消費税等込み) 税10%

[クレジット扱い]

購入商品 JR乗車券類

(60216 4枚)

東海旅客鉄道株式会社

掛川駅-MV3発行 00217-02

印紙税申告納  
付につき名古屋中村  
税務署承認済

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである	3,460 円	1/1	3,460 円
		100%	

整理番号	3-5-1-16
------	----------

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・増田享大)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	掛川商工会議所会員との意見交換会会費		
年月日	令和7年1月7日～	年 月 日	金額 5,000円

目的	掛川商工会議所会員との意見交換会
使途	会費
政務活動・ 県政との 関連性	県には中小・小規模企業振興基本条例が制定されており、経営者から意見を聞き今後の質問に役立てる。

《領収書貼付枠》

領 収 書

様

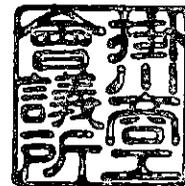
令和7年1月7日

金 7,000円

但し、掛川商工会議所新年賀詞交歓会会費

税率	金額(税抜)	6,364円
10%	消費税額	636円

静岡県掛川市掛川551-2  
掛川商工会議所  
登録番号：T3080405004395



支払者：増田享大

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである	5,000	1/1	5,000円
	<del>7,000</del> 円	100%	

(飲食に伴う指針上限に於)

3-5-1-16

令和6年11月吉日

静岡県議会議員 増田 享 大 様

掛川商工会議所  
会頭 藤田 哲 男

『令和7年 掛川商工会議所新年賀詞交歓会』開催のご案内

向寒の砌 益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃は、当所事業活動に格別のご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

令和7年の新春はまず会議所より始めましょう！ 新年を迎えるにあたり、気分新たに新春のご挨拶と地域を取り巻く様々な計画や構想などを話題に、会員企業・行政・関係機関が一同に会する新春恒例の「賀詞交歓会」を下記により開催致したく存じます。

年始のご繁忙の中大変恐縮ではございますが、ご参加賜りますようご案内申し上げます。

記

■日 時 令和7年1月7日(火) 受付開始 15時00分

開会 15時30分 (閉会 18時30分)

■会 場 掛川グランドホテル 3階シャングリラスイート (TEL: 0537-23-3333)

■参 加 者 掛川商工会議所会員、市長、国・県・市 議員、行政・関係機関ほか

■会 費 お1人様 **7,000円** (全員会費制) \*当日受付にてお願いします。  
なお、当日キャンセルの場合は、会費をいただきます。

■そ の 他 名札用に名刺をご持参ください。✓

\*お手数ですが、出欠席のご回報は12月10日(火)迄にお願い申し上げます。

[お問い合わせ] 掛川商工会議所 総務企画課 TEL: 0537(22)5151

★お申し込み先 FAX 番号: 0537 (22) 0954 (掛川商工会議所事務局)

----- ※FAX でのお申し込みは、本状を切り取らずそのままご送付下さい -----

『令和7年掛川商工会議所新年賀詞交歓会』(2025.1.7)出欠席返信

✕ **出席** ・ ✕ 欠席

何れかを○で囲んでください。

称 号 県議会議員  
(役職)

住所 掛川市弥生町196

ふりがな まつだ たいひろ  
芳名 増田 享 大

TEL 21-2700  
FAX 21-2707

※12月10日(火)までにご回報ください。

11/25 FAX

支 出 証 拠 書

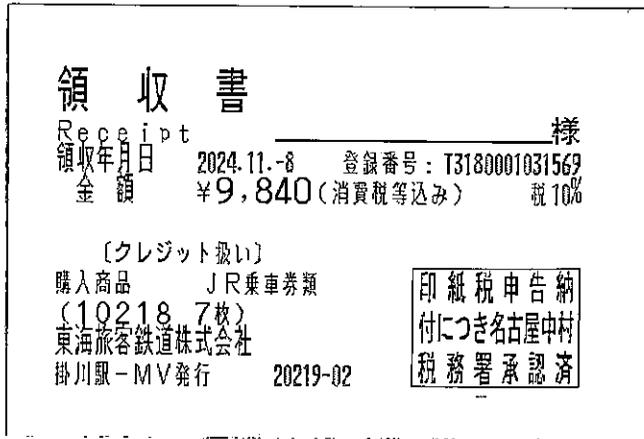
(会派名・議員氏名 自民改革会議・ 増田 享大)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	県庁にて調査		
年 月 日	令和 7年 1月 9日～	年 月 日	金 額 3,280 円

目 的	議会対応
使 途	交通費 JR新幹線 掛川駅⇄静岡駅 (@1,640×2)
政務活動・ 県政との 関連性	議会対応

《領収書貼付枠》

回数券 6 枚綴り / . . . 枚目使用



案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである	3,280 円	1/1	3,280 円
		100%	

整理番号	3-5-1-18
------	----------

支 出 証 拠 書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・ 増田 享大)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請精等補助費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	県庁にて調査 (交通費)		
年 月 日	令和 7年 1月 9日～	年 月 日	金 額 800 円

目 的	議会対応調整
使 途	タクシー代
政務活動・ 県政との 関連性	県議会における対応についてである

<<領収書貼付枠>>

領 収 書

2025年 01月 09日  
車両番号 0230  
運賃 ¥800円

合計 ¥800円

(適用税率 10%)

さんさんタクシー  
静岡市葵区安東2の27の12  
☎ 054-246-6937

毎度ご利用有難うございます。

県庁 - 静岡区

登録番号: T1080001004025

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである	800 円	1/1	800 円
		100%	

整理番号	3-5-1-19
------	----------

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・増田 享大)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	県庁にて調査		
年月日	令和7年1月14日～	年月日	金額 3,280円

目的	議会対応
使途	交通費 JR新幹線 掛川駅⇄静岡駅 (@1,640×2)
政務活動・ 県政との 関連性	議会対応

《領収書貼付枠》

回数券6枚綴り 3・4枚目使用  
領収書の原本は 3-5-1-19 に添付

領収書

Receipt 様  
領収年月日 2024.11.-8 登録番号: T3180001031569  
金額 ¥9,840 (消費税等込み) 税10%

〔クレジット扱い〕  
購入商品 JR乗車券類  
(10218 7枚)  
東海旅客鉄道株式会社  
掛川駅-MV発行 20219-02

印紙税申告納  
付につき名古屋中村  
税務署承認済

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである	3,280円	1/1	3,280円
		100%	

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・増田 享大)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	県庁にて調査		
年月日	令和 7 年 1 月 17 日	～	年月日
金額	2,820 円		

目的	議会対応調整		
用途	交通費 東名掛川 I C ⇄ 静岡 I C (@1,410×2)		
政務活動・ 県政との 関連性	県議会における対応についてである		

 ご利用ありがとうございます。 料金所では一旦停車してください。	 ご利用ありがとうございます。 料金所では一旦停車してください。
<b>利用証明書</b> 料金所 静岡 お問い合わせは、中日本お客さまセンター フリーダイヤル 0120-922-229 上記番号をご使用になれないお客さまは TEL 052-223-0333 (有料)	<b>利用証明書</b> 料金所 掛川 お問い合わせは、中日本お客さまセンター フリーダイヤル 0120-922-229 上記番号をご使用になれないお客さまは TEL 052-223-0333 (有料)
25年 1月17日15時01分 車種 普通 通行料金 ¥1,410- (外払) 一入口料金所一 掛川 ETC 有効期限 [REDACTED] 会員番号 (支払 - 1回払い) [REDACTED]	25年 1月17日18時24分 車種 普通 通行料金 ¥1,410- (外払) 一入口料金所一 静岡 ETC 有効期限 [REDACTED] 会員番号 (支払 - 1回払い) [REDACTED]
通行料金は、消費税率10%対象です。 中日本高速道路株式会社 愛知県名古屋市中区錦2-18-19 取扱番号208-00051432-00	通行料金は、消費税率10%対象です。 中日本高速道路株式会社 愛知県名古屋市中区錦2-18-19 取扱番号204-01481754-00

案分の理由	領収書金額(a)		案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかか るものである	2,820 円		1/1	2,820 円
	100%			

整理番号 3-5-1-04

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・ 増田 享大)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・ <u>事務所費</u> ・人件費		
内容	事務所電気代 (1月分)		
年月日	令和 7年 1月 17日～	年 月 日	金額 3,387 円

目的	政務活動を行う事務所経費																														
使途	事務所電気代																														
政務活動・ 県政との 関連性	<p>振替払込請求書兼受領証 (振込金受領証)(070110)</p> <p>口座記号 00100 5 900116 加入者名 中部電力ミライズ株式会社              令和 7年 1月分 使用期間 12月 9日～ 1月 9日 (日程 06)</p> <table border="1"> <tr> <td>金額</td> <td>千</td> <td>百</td> <td>十</td> <td>万</td> <td>千</td> <td>百</td> <td>十</td> <td>円</td> <td>消費税等相当額(再掲)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>6</td> <td>7</td> <td>7</td> <td>4</td> <td></td> <td>615 円</td> </tr> </table> <p>ご依頼人氏名 増田 享大 様</p> <table border="1"> <tr> <td>お客さま番号・契約種別</td> <td>容量</td> <td>ご使用量</td> <td>上記金額の内訳(円)</td> </tr> <tr> <td>従量電灯 B</td> <td>A 60</td> <td>kWh 171</td> <td>6774</td> </tr> </table> <p>お支払期日は 2月 10日 です。お支払期日を過ぎてお支払いいただいた場合は、延滞利息(年利10%)を、お支払いの日以降の料金とあわせてご請求いたします。              ただし、ご家庭や商店など低圧の電気をお使いいただいているお客さまが、お支払期日の翌日から10日目までにお支払いいただいた場合は、延滞利息を申し受けません。              払込用紙の有効期限は 3月 3日 となっております。</p> <p>中部電力ミライズ株式会社 カスタマーセンター              0570-048-155              (携帯電話・PHSからもご利用いただけます。)</p> <p>(ゆうちょ銀行)</p> <p>日 附 印              25.1.17</p>			金額	千	百	十	万	千	百	十	円	消費税等相当額(再掲)					6	7	7	4		615 円	お客さま番号・契約種別	容量	ご使用量	上記金額の内訳(円)	従量電灯 B	A 60	kWh 171	6774
金額	千	百	十	万	千	百	十	円	消費税等相当額(再掲)																						
				6	7	7	4		615 円																						
お客さま番号・契約種別	容量	ご使用量	上記金額の内訳(円)																												
従量電灯 B	A 60	kWh 171	6774																												
《領収書貼付枠》																															

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
後援会活動を含むため	6,774 円	1/2	3,387 円
案分する		50%	

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・増田 享大)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請情報費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	県庁にて調査		
年月日	令和 7年 1月 21日～	年 月 日	金額 3,280 円

目的	議会対応
使 途	交通費 JR新幹線 掛川駅⇄静岡駅 (@1,640×2)
政務活動・ 県政との 関連性	議会対応

《領収書貼付枠》

回数券6枚綴り 5・6枚目使用  
領収書の原本は 3-5-17 に添付

領 収 書

Receipt 様  
領収年月日 2024.11.8 登録番号: T3180001031569  
金額 ¥9,840 (消費税等込み) 税10%

(クレジット扱い)  
購入商品 JR乗車券類  
(10218 7枚)  
東海旅客鉄道株式会社  
掛川駅-MV発行 20219-02

印紙税申告納  
付につき名古屋中村  
税務署承認済

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである	3,280 円	1/1	3,280 円
		100%	

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・増田 亨大)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・運転維持費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	県庁にて調査		
年月日	令和 7 年 1 月 23 日	～	年月日
金額	2,820 円		

目的	議会対応調整
使途	交通費 東名掛川 I C⇄静岡 I C (@1,410×2)
政務活動・ 県政との 関連性	県議会における対応についてである

 ご利用ありがとうございます。 料金所では一旦停車してください。	 ご利用ありがとうございます。 料金所では一旦停車してください。
<b>利用証明書</b> 料金所 掛川 お問い合わせは、中日本お客さまセンター フリーダイヤル 0120-922-229 上記番号をご利用になれないお客さまは TEL 052-223-0399 (有料)	<b>利用証明書</b> 料金所 静岡 お問い合わせは、中日本お客さまセンター フリーダイヤル 0120-922-229 上記番号をご利用になれないお客さまは TEL 052-223-0399 (有料)
25年 1月23日 15時45分 車種 普通 通行料金 ¥1,410- (外払) 一入口料金所- 静岡 ETC 有効期限 [REDACTED] 会員番号 (支払 - 1回払い) [REDACTED]	25年 1月23日 9時27分 車種 普通 通行料金 ¥1,410- (外払) 一入口料金所- 掛川 ETC 有効期限 [REDACTED] 会員番号 (支払 - 1回払い) [REDACTED]
通行料金は、消費税率10%対象です。 中日本高速道路株式会社 愛知県名古屋市中区錦2-18-19 取扱番号203-00220859-00	通行料金は、消費税率10%対象です。 中日本高速道路株式会社 愛知県名古屋市中区錦2-18-19 取扱番号204-00871512-00

案分の理由 全て政務活動にかかる ものである	領収書金額(a)	2,820 円
	案分率(b)	1/1
政務活動費支出額(a×b)		2,820 円

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・増田 享大)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	県庁にて調査		
年月日	令和 7年 1月 27日～	年 月 日	金額 3,280円

目的	議会対応
使途	交通費 JR新幹線 掛川駅⇄静岡駅 (@1,640×2)
政務活動・ 県政との 関連性	議会対応
<<領収書貼付枠>> 回数券6枚綴り / . a 枚目使用	
<p>領収書 Receipt 領収年月日 2024.11.-8 登録番号: T3180001031569 金額 ¥9,840 (消費税等込み) 税10% [クレジット扱い] 購入商品 JR乗車券類 (50327.7枚) 東海旅客鉄道株式会社 掛川駅-MV2発行 60328-02 印紙税申告納 付につき名古屋中村 税務署承認済</p>	

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである	3,280円	1/1	3,280円
		100%	

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・ 増田 享大)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・ <b>事務費</b> ・事務所費・人件費		
内容	事務所電話代		
年月日	令和 7年 1月 27日～	年 月 日	金額 4,296 円

目的	政務活動を行う事務所電話代
使途	令和 7年 1月分 議
政務活動・ 県政との 関連性	

《領収書貼付枠》

電話料金等払込受領証

西日本ご利用分

ご請求先氏名 増田 享大 様	お客様番号 [REDACTED]	2025年 1月ご請求分	金額(円) ¥8,593-	受取人 NTTファイナンス株式会社	お問合せ先 (無料) 0800-3335550	領収日 附 印 56163 25.1.27
-------------------	---------------------	--------------	------------------	----------------------	----------------------------	-----------------------------

取入印紙 貼付欄 (金融機関・CVS用) → お客様

ATMまたはゆうちょ銀行・信用金庫でお支払の場合は裏面に裏を貼り付けてください。本欄以外にお支払の場合は取り扱いません。

案分の理由 後援会活動を含むため 案分する	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	8,593 円	1/2 50%	4,296 円

お客様電話番号等 BILLING NUMBER	0537-21-2700	請求年月 MONTH OF ISSUE	2025年 1月ご請求分
----------------------------	--------------	------------------------	--------------

ご請求内訳 (お客様番号 [REDACTED])

3-5-1-287

内訳項目 CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	金額(円)	内訳金額(円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
◆0537-21-2700				
◇NTT西日本ご利用分				
	6,613	5,400	フレッツ 光ネクスト F 単利用料	12月 1日~12月31日 合算
		-1,790	光もっともっと割	2026年07月~2026年09月以 外の解約は解約金がかかります 合算
		1,020	ひかり電話A(エース)定額料1	12月 1日~12月31日 合算
		480	ひかり電話A(エース)定額料2	12月 1日~12月31日 ひかり電 話A使用料は本料金と定額料1の合計で す。 合算
		300	ひかり電話対応機器使用料	12月 1日~12月31日 合算
		200	複数チャネル使用料	12月 1日~12月31日 合算
		100	追加番号使用料	12月 1日~12月31日 合算
		536	ひかり電話(通話料)	12月 1日~12月31日 翌月への 繰越額は424円です。 合算
		-536	ひかり電話A(エース)定額料分通話	12月 1日~12月31日 ひかり電 話A定額料に含まれ、通話料から減算し ます。 合算
		96	ひかり電話(携帯電話等への通話料)	12月 1日~12月31日 合算
		6	ユニバーサルサービス料他	12月 1日~12月31日 2番号分 のご請求となります。 合算
		150	発行手数料	本請求書等の発行にかかわる各種費用に なります。 合算
		50	取納手数料	本請求をコンビニエンスストア・各種金 種機関でお支払いいただく場合の手数料 です。 合算
		601	消費税等相当額(合計)	合算表示の料金合計×10% 合算
◇NTT西日本分(小計)	6,613	6,613	(小計)	

ユニバーサルサービス料他には、2024年4月利用料分から2025年3月利用料分まで、ユニバーサルサービス料に加え、電話リレーサービス料として1番号あたり1.1円(税込)が含まれています。電話リレーサービス料については一般社団法人電気通信事業者協会のホームページをご確認ください。  
[https://www.tca.or.jp/telephonerelay\\_service\\_support/qa/](https://www.tca.or.jp/telephonerelay_service_support/qa/)

\*\*\*ユニバーサルサービス料について\*\*\*  
 ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス(NTT東西の加入電話等)の提供を確保するためにご負担いただく料金です。なお、一般社団法人電気通信事業者協会から1番号あたりの費用(番号単価)が公表されています。

M30021221001 01231 01175 00

内訳項目 CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	金額(円)	内訳金額(円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
◇NTTファイナンスご利用分				
	1,980	1,980	OCN光withフレッツ利用料等 NTTコム(回収代行)ご利用分。 * 契約番号: [REDACTED]	非対象等
◇合計	8,593	8,593	合計	
			<NTTファイナンスからのお知らせ> ○上記*印はサービス提供者に代わって、ご請求させていただきます。	



ご利用ありがとうございます。



料金所では一旦停車してください。

### 利用証明書

料金所 沼津

お問い合わせは、中日本お客さまセンター  
フリーダイヤル 0120-922-229  
上記番号をご使用にならないお客さまは  
TEL 052-223-0333 (有料)

25年 1月28日16時51分  
車種 普通

通行料金 ¥2,960-  
(外払)

-入口料金所- 掛川

ETC 有効期限 [REDACTED]

会員番号 (支払 - 1回払い)  
[REDACTED]

通行料金は、消費税率10%対象です。  
中日本高速道路株式会社  
愛知県名古屋市中区錦2-18-19  
取扱番号223-00131536-00

ご利用ありがとうございます。



料金所では一旦停車してください。

### 利用証明書

料金所 掛川

お問い合わせは、中日本お客さまセンター  
フリーダイヤル 0120-922-229  
上記番号をご使用にならないお客さまは  
TEL 052-223-0333 (有料)

25年 1月28日20時28分  
車種 普通

通行料金 ¥2,590-  
(外払)

-入口料金所- 新富士

ETC 有効期限 [REDACTED]

会員番号 (支払 - 1回払い)  
[REDACTED]

通行料金は、消費税率10%対象です。  
中日本高速道路株式会社  
愛知県名古屋市中区錦2-18-19  
取扱番号204-01641931-00

ご利用ありがとうございます。



料金所では一旦停車してください。

### 利用証明書

料金所 富士

お問い合わせは、中日本お客さまセンター  
フリーダイヤル 0120-922-229  
上記番号をご使用にならないお客さまは  
TEL 052-223-0333 (有料)

25年 1月28日19時26分  
車種 普通

通行料金 ¥660-  
(外払)

-入口料金所- 沼津

ETC 有効期限 [REDACTED]

会員番号 (支払 - 1回払い)  
[REDACTED]

通行料金は、消費税率10%対象です。  
中日本高速道路株式会社  
愛知県名古屋市中区錦2-18-19  
取扱番号216-00171914-00

事故通行止め済

25-1-28

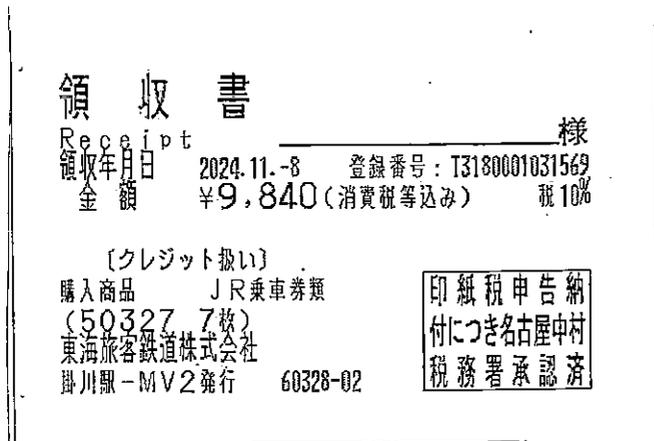
### 支 出 証 拠 書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・ 増田 享大)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	県庁にて調査		
年 月 日	令和 7年 1月 30日～	年 月 日	金 額 1,640 3,280 円

目 的	議会対応
使 途	交通費 JR新幹線 掛川駅→静岡駅 (@1,640×1)
政務活動・ 県政との 関連性	議会対応

《領収書貼付枠》  
回数券 6枚綴り 5枚目使用  
領収書の原本は 3-5-8-06 に添付



案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである	1,640 3,280 円	1/1	1,640
		100%	3,280 円



# 領収証

Receipt

3-5-1-30

Received From

増田 享大 様

請求書No. 241112-0168-0014  
BillNo.

領収証No. 241112-0168-0013  
ReceiptNo.

領収金額 The sum of ¥1,000 (JPY)

印紙税申告  
付につき廻り  
税務署承認済

領収日 2025.01.30  
Receipt date

上記の金額正に領収いたしました。  
The abovementioned sum of money is duly received.

但し In payment of バス代として

入金内訳 (Form of payment)	
入金内訳 (Form of payment)	金額 (Payment)
■ 現金 (Cash)	¥1,000
小切手 (Check)	
銀行振込 (Bank remittance)	
クレジットカード (Credit card)	
旅行券 (Travel ticket)	
ギフト券 (Gift ticket)	
その他 (Other)	
合計金額 (Total)	¥1,000

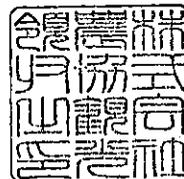
請求内訳 (Billing breakdown)	
請求内訳 (Billing breakdown)	金額 (Payment)
請求金額合計 (Total invoice amount)	¥1,000
予納金 (Advance payment)	¥0
差引ご請求金額 (Deductible amount)	¥1,000

消費税内訳 (Consumption tax breakdown)		
請求内訳 (Billing breakdown)	金額 (Payment)	消費税額 (Payment)
消費税率10% (Consumption tax rate 10%)	¥1,000	¥91
消費税率8% (Consumption tax rate 8%)	¥0	¥0
非課税 (tax exempt)	¥0	-
不課税 (tax free)	¥0	-
立替金 (advance money)	¥0	-
合計金額 (Total)		¥91

東京都千代田区大手町 1-3-1

 株式会社農協観光  
NOKYO TOURIST CORPORATION

登録番号: T7010001026202  
発行店舗: 静岡エリアセンター  
(Office)



整理番号	3-5-1-3/
------	----------

支 出 証 拠 書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・ 増田 享大)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・ <u>事務費</u> 事務所費・人件費		
内 容	事務文房具代		
年 月 日	令和 7 年 1 月 30 日～	年 月 日	金 額 1,328 円

目 的	政務活動を行う事務経費
使 途	のり、ペン代
政務活動・ 県政との 関連性	

《領収書貼付枠》

**領収証** No. **092931**

増田 たかひろ 様 2025 年 1 月 30 日

金額							
			¥2657-				

内 但 かり 他代 上記正に領収いたしました  
消費税等 ¥242-

現金	✓				
小切手					



事務機の  
**株式会社 YOSHIDA**

掛川本社 掛川市弥生町196  
☎ (0537) 24-2111



H15AGO#N1779(100)別 J642169

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
後援会活動を含むため 案分する	2,657 円	1/2	1,328 円
		50%	

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・増田 享大)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	県庁にて調査		
年月日	令和7年1月31日～	年月日	金額 3,460円

目的	議会対応調整
使途	新幹線 掛川駅⇄静岡駅 (@1,730×2)
政務活動・ 県政との 関連性	県議会における対応についてである

<<領収書貼付枠>>

<p><b>領収書</b> Receipt 様 領収年月日 2025.-1.31 登録番号: T3180001031569 金額 ¥1,730 (消費税等込み) 税10%</p> <p>〔クレジット扱い〕 購入商品 JR乗車券類 (20422 1枚) 東海旅客鉄道株式会社 掛川駅-MV3発行 30423-01</p> <p>印紙税申告納 付につき名古屋中村 税務署承認済</p>	<p><b>領収書</b> Receipt 様 領収年月日 2025.-1.31 登録番号: T3180001031569 金額 ¥1,730 (消費税等込み) 税10%</p> <p>〔クレジット扱い〕 購入商品 JR乗車券類 (40438 1枚) 東海旅客鉄道株式会社 静岡駅MV-6発行 50439-02</p> <p>印紙税申告納 付につき名古屋中村 税務署承認済</p>
--	--

案分の理由 全て政務活動にかかる ものである	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	3,460円	1/1 100%	3,460円

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・ 増田 享大)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・ <u>資料購入費</u> ・事務費・事務所費・人件費		
内容	聖教新聞購読料 1月分		
年月日	令和 7年 1月 31日～	年 月 日	金額 1,934 円

目的	情報収集
使途	聖教新聞購読料
政務活動・ 県政との 関連性	政治団体の主張に関する情報を収集することは県の重要な施策である。

**新聞購読料 領収証**

増田 享大 様

ご購入ありがとうございます。  
下記金額を正に領収いたしました。  
2025年1月分(1/01~1/31) 領収日 月 日

領収金額 **¥1,934**

品名	定価(税込)	部数	金額
聖教新聞※	1,934	1	1,934

(10%対象 0円) 消費税 0円

( 8%対象 1,934円) 消費税 143円

※は軽減税率対象品目です。

販売店

登録番号: T4810320489802

住所 藤枝市青南町 4-9-4 5

TEL 054-631-9270 FAX 054-631-9271

お申込No. XXXXXXXXXX

案分の理由 全て政務活動にかかる ものである	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	1,934 円	1/1 100%	1,934 円

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・ 増田 享大)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請請等活動費・会議費・資料作成費・ <u>資料購入費</u> ・事務費・事務所費・人件費		
内容	新聞購読料 1月分		
年月日	令和7年 1月 31日～	年 月 日	金額 1,650円

目的	情報収集
使途	新聞購読料
政務活動・ 県政との 関連性	県政等への情報収集、政策や質問の参考に可。

《領収書貼付枠》

2025年1月分 領収証 発証No 00022806-202501-1

**増田 たかひろ (事) 様**

銘柄	部数	金額	合計金額
静岡新聞※	1	3,300	<b>¥3,300</b>
※は軽減税率対象 登録番号:T5080402017266			8%対象 3,300円 内消費税 244円)

購読料のお支払いは手数料無料の口座振替が便利です。

毎度ご購入有難うございます  
上記金額正に領収致しました

**(有)風間新聞**  
掛川市駅前4-6  
TEL 0537-24-4811

静岡新聞  
印領新

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
後援会活動を含むため	3,300円	1/2	1,650円
案分する		50%	



整理番号	3-5-1-16
------	----------

支出証拠書 (自動車燃料代)

【 / 月分】 (会派名・議員氏名 自民改革会議・増田 享大)

区分	前回給油(領収書貼付分) A	今回(直近の)給油 B	総走行距離 C=B-A
年月日	年 月 日	年 月 日	
走行距離	km	km	km

(経費項目別充当額)

経費項目	走行距離 (km)	積算方法※	充当額 (円)
事務費		円× km / km	12,125

※単価による充当方式 : 単価 (円) × 走行距離 (km)  
 ※領収書による充当方式  
 ・積上げ方式 : 領収書金額 (円) × 走行距離 (km) / 総走行距離 (上記C) (km)  
 ・充当限度割合による案分: 領収書金額 (円) × 充当限度割合

《支払証明》上記のとおり支払った (充当した) ことを証明します。 議員氏名 増田享大

《領収書貼付枠》



納品書(領収書)  
2025年01月04日 19:24

売上V会員  
[Redacted]  
実車番  
0026-00  
レギュラー  
57.81L

P-14 \*  
¥10,115  
-¥115  
¥10,000  
合計 ¥10,000  
(消費税10%対象  
内消費税等  
お預り  
お釣り  
ENEOS SS77, JLD  
V会員番号  
Vポイント: 基本P  
特別P  
今回計

利用ポイント  
利用可能ポイント  
本日付与されたポイント  
目以降に反映されます。有効期限切  
等の理由で、Vポイントが加算  
されないことがあります。  
詳細はtsite.jpにてご確認ください。  
現金でもお預り上げの場合は領収書にかえさせていただきます。

ENEOS7ロンティア南関東  
Dセルフロンティア南関東  
静岡県 掛川市上張863-1  
TEL: 0537-22-2299 SS-372534  
登録番号: T4010001140063  
LINE No 64448-05  
Twitter No2454-2456  
999スタンプ

1/4. 11. 16. 23. 28

案分の理由 後援会活動・私用を含むため案分する	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	48,500円	1/4 25%	12,125円

# EneJet

## 納品書(領収書)

2025年01月11日 13:57

売上  
V会員 様

現金会員  
車両番号 実車番  
0026-00  
レギュラー P-14  
49.42L \*  
175円 ¥8,648  
(77クーポン値引 3円 -¥148)  
値引後単価 172円 ¥8,500  
**合計 ¥8,500**  
(消費税10%対象 ¥8,500)  
内消費税等 ¥773)  
お預り ¥10,000  
お釣り ¥1,500

ENEOS SS77 UID: [REDACTED]  
V会員番号: [REDACTED]  
ポイント:基本P  
特別P  
今回計

利用ポイント  
利用可能ポイント  
本日付与されたポイントは2~3日  
目以降に反映されます。有効期限切  
等の理由で、Vポイントが加算  
されないことがあります。  
詳細はtsite.jpにてご確認下さい。  
現金でお買上げの場合は領収書にかえさせていただきます。  
ENEOSフロンティア南関東  
DDセルフ掛川インター店  
静岡県 掛川市上張863-1  
TEL:0537-22-2299 SS-372534  
登録番号:T4010001140063  
サイトNo 2740-05  
デ-9No4769-4771  
999スタッフ 2025/01/11

# EneJet

## 納品書(領収書)

2025年01月16日 11:55

売上  
V会員 様

現金会員  
車両番号 実車番  
0026-00  
レギュラー P-20  
57.14L \*  
180円 ¥10,285  
(77クーポン値引 5円 -¥285)  
値引後単価 ¥10,000  
**合計 ¥10,000**  
(消費税10%対象 ¥10,000)  
内消費税等 ¥909)  
お預り ¥10,000  
お釣り ¥0

ENEOS SS77 UID: [REDACTED]  
V会員番号: [REDACTED]  
ポイント:基本P  
特別P  
今回計

利用ポイント  
利用可能ポイント  
本日付与されたポイントは2~3日  
目以降に反映されます。有効期限切  
等の理由で、Vポイントが加算  
されないことがあります。  
詳細はtsite.jpにてご確認下さい。  
現金でお買上げの場合は領収書にかえさせていただきます。  
ENEOSフロンティア南関東  
DDセルフ掛川インター店  
静岡県 掛川市上張863-1  
TEL:0537-22-2299 SS-372534  
登録番号:T4010001140063  
サイトNo 5833-07  
デ-9No6564-6566  
999スタッフ 2025/01/16

# EneJet

## 納品書(領収書)

2025年01月23日 15:54

売上  
V会員 様

現金会員  
車両番号 実車番  
0026-00  
レギュラー P-14  
57.14L \*  
180円 ¥10,285  
(77クーポン値引 5円 -¥285)  
値引後単価 ¥10,000  
**合計 ¥10,000**  
(消費税10%対象 ¥10,000)  
内消費税等 ¥909)  
お預り ¥10,000  
お釣り ¥0

ENEOS SS77 UID: [REDACTED]  
V会員番号: [REDACTED]  
ポイント:基本P  
特別P  
今回計

利用ポイント  
利用可能ポイント  
本日付与されたポイントは2~3日  
目以降に反映されます。有効期限切  
等の理由で、Vポイントが加算  
されないことがあります。  
詳細はtsite.jpにてご確認下さい。  
現金でお買上げの場合は領収書にかえさせていただきます。  
ENEOSフロンティア南関東  
DDセルフ掛川インター店  
静岡県 掛川市上張863-1  
TEL:0537-22-2299 SS-372534  
登録番号:T4010001140063  
サイトNo 2349-05  
デ-9No9581-9583  
999スタッフ 2025/01/23

# EneJet

## 納品書(領収書)

2025年01月28日 20:35

売上  
V会員 様

現金会員  
車両番号 実車番  
0026-00  
レギュラー P-14  
57.14L \*  
180円 ¥10,285  
(77クーポン値引 5円 -¥285)  
値引後単価 ¥10,000  
**合計 ¥10,000**  
(消費税10%対象 ¥10,000)  
内消費税等 ¥909)  
お預り ¥10,000  
お釣り ¥0

ENEOS SS77 UID: [REDACTED]  
V会員番号: [REDACTED]  
ポイント:基本P  
特別P  
今回計

利用ポイント  
利用可能ポイント  
本日付与されたポイントは2~3日  
目以降に反映されます。有効期限切  
等の理由で、Vポイントが加算  
されないことがあります。  
詳細はtsite.jpにてご確認下さい。  
現金でお買上げの場合は領収書にかえさせていただきます。  
ENEOSフロンティア南関東  
DDセルフ掛川インター店  
静岡県 掛川市上張863-1  
TEL:0537-22-2299 SS-372534  
登録番号:T4010001140063  
サイトNo 5268-05  
デ-9No0419-0421  
001 [REDACTED] 2025/01/29

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・増田享大)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・懇談情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	JA掛川市・遠州夢咲役員との意見交換会会費		
年月日	令和6年12月 <sup>3</sup> 26日～	年月日	金額 5,000円

目的	JA役員との意見交換会
使途	会費
政務活動・ 国政上の	農業振興は県の重要施策であり意見交換を通じ今後の質問に役立てる。

No. 000046

## 領 収 書

印 紙  
組合員及び  
50,000円(税抜)  
未満は不要

増田享大 様      6年12月3日

¥ 7,000-

但し JA意見交換会会費として  
上記の金額領収致しました

税込金額	7,000
税率10% うち消費税額	636
税込金額	
税率8% うち消費税額	

静岡県掛川市農業協同組合

登録番号 T9-0804-050

係印なきものは無効とする

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
案分の理由 全て政務活動 (飲食に伴う指針上限に よる)	5,000	1/1	5,000円
	7,000円	100%	

3-5-1-07

掛農協発第144号  
令和6年11月1日

静岡県議会議員 増田 享大 様

11/6 (水)

掛川市農業協同組合  
代表理事組合長 榛葉 稔

県議会議員とJA役員との意見交換会の開催について

拝啓 秋風の候、貴殿におかれましては、益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。また、平素より、当組合事業につきましては、多大なるご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記の件につきましては、下記のとおり計画させていただきましたので、公私ともにご多忙の折誠に恐縮ですが、ご出席賜りますようお願い申し上げます。

記

7/10 敬具  
7/10 ツリ一本人  
入水下

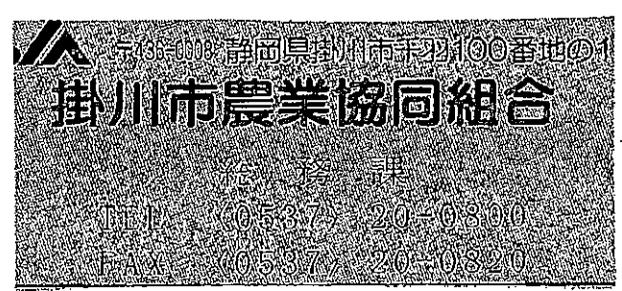
- 1. 開催日時 令和6年12月3日(火)  
17時00分～ 意見交換会  
18時00分～ 懇親会

- 2. 会 場 掛川大手門うおそう  
掛川市城下8-3  
0537-24-2636

- 3. 会 費 7,000円  
※当日集金させていただきます。

- 4. 参加者 自由民主党静岡県第三選挙区支部長 [REDACTED] 氏  
県議会議員 4名  
JA遠州夢咲 役員4名 総務部長  
JA掛川市 役員3名 総務部長

以上



【お問い合わせ先】  
 部署：JA掛川市総務部  
 担当：[REDACTED]  
 電話：20-0800